

広島県公営企業管理規程第七号

広島県工業用水道条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年七月三十日

広島県公営企業管理者 沖 邊 竜 哉

広島県工業用水道条例施行規程の一部を改正する規程

広島県工業用水道条例施行規程（昭和四十二年広島県工業用水道事業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号、別記様式第四号、別記様式第六号、別記様式第八号、別記様式第九号及び別記様式第十一号中「㊸」を削る。

附 則

この規程は、令和三年八月一日から施行する。